

学校規模適正化に向けた対応策

A 統廃合・・・学校を統合する。

B 通学区域の見直し・・・現在の通学区域を見直す

C 通学区域の弾力化

1. 学区域を前提としつつ、弾力化を図る。

(1) 隣接校選択制

- 希望により指定校に隣接する通学区域の学校も選択できる制度
(松山市：校区校より近い隣接校への入学希望申請制度)

(2) 小規模特認校制度

- 特色ある教育を展開して、学区外からでも入学を許可することのできる学校
(四国中央市立新宮小・中学校：愛媛大と連携したキャリア教育、英語教育等)
(参考) 田滝小学校は本制度とは別に校区外通学申請制度により運用している。

2. 学区域を前提としないもの

(1) 自由選択制

- 各学校が受入可能な範囲で、市内全域からの受入を行う (尾道市他)

D 学校形態の見直し

1. 学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)

- 不登校児童生徒 (参考：年間 30 日以上欠席) を対象に児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施 (全国 29 小中学校)

2. 小中一貫教育

- 初等教育 (一般の小学校) と前期中等教育 (一般の中学校) の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校。
- 施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置が可能。
- 9 年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になる。
- 個別の大臣指定を経ることなく教育課程特例の実施が可能。

(1) 義務教育学校

- 小学校・中学校通して一人の校長、一つの教職員集団となっている。
- 市町村条例により設置。

(2) 小中一貫校

- 小学校・中学校にそれぞれ校長や教職員組織が立てられている。
- 中学校区におけるこれまでの小中連携をレベルアップさせるイメージ。
- 市町村教育委員会規則により設置。

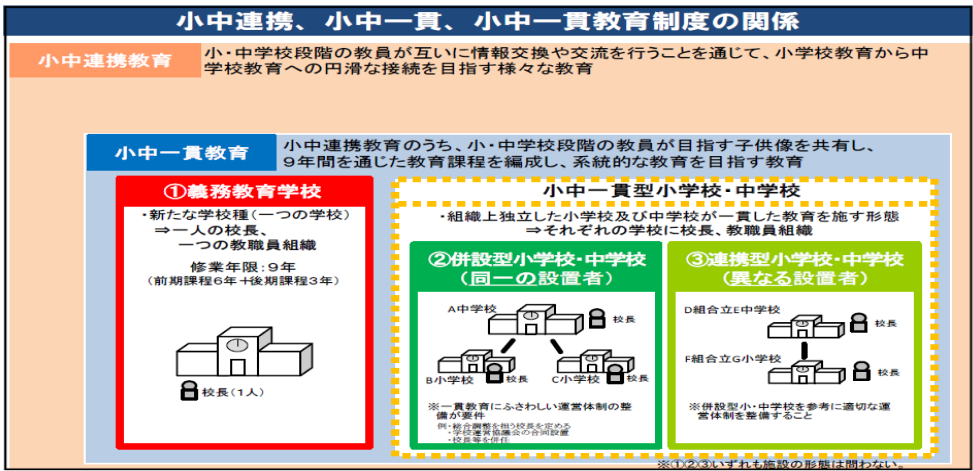
3. 特別支援学校 (分校)

- 障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校。
【対象障害種】
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む)。

4. 夜間中学

- 義務教育未修了者、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行う学校。(香川県三豊市他)

※ 1 つの方法だけに限らず、いくつかの方法を組み合わせることも考えられる。



	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	×
施設形態	施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	